

～違法・有害情報の通報のお願い～

違法・有害情報の通報要領

違法情報とは、児童ポルノ画像、わいせつ画像、覚せい剤等規制薬物の販売に関する情報等、インターネット上に掲載すること自体が違法となる情報をいいます。

有害情報とは、違法情報には該当しないが、犯罪や事件を誘発する情報など公共の安全と秩序の維持の観点から放置することのできない情報をいいます。



書き込み日時・場所（URL）・内容などの情報

栃木県警察本部生活環境課
サイバー犯罪対策室
028-621-0110

又は

インターネット・
ホットライン
センター



への通報をお願いします。

インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口です。通報を受けた情報は、違法・有害情報の該当性を判断し、各県の警察へ通報するとともに、サイト管理者やプロバイダ等に対し削除を依頼します。

また、通報された情報には個別に番号が付加され、処理結果をインターネット上で確認することができます。

<http://www.internethotline.jp/>

*自殺予告など、緊急に対応が必要な情報は警察に通報して下さい。



～ 安心・安全なネット社会を目指して ～

